

【アメリカ】連邦最高裁銃規制に違憲判決

連邦最高裁判所は、2008年6月26日、コロンビア特別区(ワシントンD.C.)の短銃規制について、武器の保有権を定めた合衆国憲法修正第2条に違反するとして違憲判決を下した。判決は、5対4で、違憲であるとしたのは、スカリア、ロバーツ、ケネディ、トーマス、アリトーの各判事である。コロンビア特別区の短銃規制は、個人の短銃所持を一律に制限する、全米でも最も厳しい規制となっていた。2007年3月には、連邦控訴裁判所も違憲判決を下していたが、特別区側が上告していた。連邦最高裁判所が、修正第2条の銃規制をめぐって違憲判決を下すのは、初めてである。判決は、修正第2条が個人の銃器の保有を保障していることを、初めて明確にしたため、今後の銃規制に影響が予想される。同条をめぐってはこれまで、州兵の武器保有権を認めたものなのか、個人にも銃器の保持の権利を認めているのかについて争いがあった。

(廣瀬 淳子・海外立法情報調査室)

【アメリカ】外国情報監視改正法成立

1978年外国情報監視法(FISA, P.L.95-511)を改正する2008年外国情報監視改正法が、2008年7月10日に大統領が署名して成立した(P.L.110-261)。1978年法では、通信を傍受する際に令状が必要であったが、ブッシュ政権はテロ対策のために、令状なしに通信傍受を実施していた。2007年8月に180日間の期限付きで2007年アメリカ保護法(P.L.110-55)が成立し、令状なしでの傍受を認めたが、2008年2月に同法が期限切れとなり、新たな法律の成立が必要となっていた。法案の最大の論点は、令状なしでの傍受と並んで、ブッシュ政権の求めていた、通信傍受に協力した通信会社がプライバシーの侵害等を理由に訴訟を起こされた場合、過去にさかのぼって免責する条項を含む点であった。民主党側はこの条項に反対していたが、最終的にこの条項を含んだ法案が成立した。オバマ上院議員も、最終的にこの条項に賛成したことから、党内からも批判があがっている。

(廣瀬 淳子・海外立法情報調査室)

【EU】雇用労働以外における差別禁止指令案

宗教・信条、障害、年齢及び性的指向を理由とする差別は、雇用労働の領域では、すでに、2000年の指令(2000/78/EC)により禁止されているが、それ以外の領域では、人種及び民族による差別だけが禁止の対象であった(2000/43/EC)。しかし、2008年7月2日に欧州委員会が提案した指令案は、宗教・信条、障害、年齢及び性的指向を理由とする差別の禁止を、社会保障、医療、教育などの公共サービスのほか、住宅への入居や公共交通の利用など、一般生活のレベルにまで広げることになった。性的指向や宗教による差別を非としないとする保守的な加盟国もあり、一時は、障害による差別だけに限定される可能性もあったが、最終的には合意に至ることができた。EUが行った世論調査によれば、多くのEU市民は、ヨーロッパでは、いまだにこうした差別が根強いと感じるとともに、それを除去する取組みも十分ではないと考えているとのことであり、大多数の人々が、この指令案を支持している模様である。

(萩原 愛一・海外立法情報調査室)

【イギリス】2008年特別支援教育(情報)法—障害児情報の収集

2008年特別支援教育(情報)法は、労働党のシャロン・ホジソン議員が、2007年12月5日、下院に法案として提出した。同議員は2008年度の議員提出法案の優先審議権のくじ引き(毎会期20人選ばれる)で、2位にあたっており、法案も超党派的支援を得ていたことから2008年7月21日に成立した。同法は主務大臣に、特別支援教育が必要な障害を持つ児童(18歳未満の者)の情報を収集し、公開することを義務づける。現行の制度でも、自治体が情報収集を行い、特別支援教育を実施しているが、中央政府に上がるデータは大まかなもので、さらに特別支援教育が自治体ごとに甚だしく異なることが指摘されている。法律の支持者は、中央政府が詳細なデータを獲得することで広範かつ長期的政策の下地ができ、また地域ごとの特別支援教育とその成果の比較が可能になれば、より良い施策が普及することになると論じている。

(岡久 慶・海外立法情報課)

【イギリス】2008年犯罪証拠(匿名証言)法—匿名証言の制定法化

2008年6月18日、イギリスの国内最終審にあたる上院上訴委員会の5人の法官貴族は、匿名証言に基いて有罪宣告が出されていた殺人事件に関して、証人の身元を隠蔽した証言は非合法かつ不公平であり無効とする判決を下した。コモンロー下においては、伝統的に証人と被告が直接対峙することが求められる。匿名証言を頻用した15-17世紀の星室庁裁判所は、忌まわしい政治的密室裁判の代名詞として引用される。こういった歴史的経緯もあり、匿名証言は例外的に適用が可能という扱いで今日に至った。しかしながら、近年、ギャングや銃器が絡んだ殺人事件の訴追において、証人の身の安全を確保するためにその使用頻度は急増しつつある。警察は、今回の判決によって40から50の立件が影響を受けると見積もっている。事態を重く見た政府は、匿名証言に制定法で根拠を与える法案を7月4日提出し、同月21日に2008年犯罪証拠(匿名証言)法として成立させた。

(岡久 慶・海外立法情報課)

【イギリス】スコットランド議員の権限を制限する保守党提案

2008年7月1日、保守党の民主主義タスク・フォースは、イングランド限定と指定された法案に関して、スコットランドに選挙区を持つ議員は委員会審査及び委員会報告に参加できないとする提案を発表した。労働党政権下で進められた地方分権により、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドには分権政府が樹立されたが、その一方で、これら地方は中央の議会にも代表を派遣し、地盤と直接関係ない法案の採決にも投票することができる。特にスコットランドは、自治権の大きさと送り込む議員の数(定員646人中の59人、イングランドは529人)から問題があるとされてきた。この問題の解決法にはスコットランド議員の削減、イングランド議会の開設等があるが、いずれも連合王国の結合を弱めかねず、今回の案に落ち着いたものと見られる。保守党はスコットランド選出の議員はわずか1人であるが、労働党は首相を含め39人おり、政治的打算も指摘されている。

(岡久 慶・海外立法情報課)

【フランス】労働市場の現代化法の制定

労働市場の現代化に関する 2008 年 6 月 25 日の法律第 2008-596 号が制定された。これはフランス版のフレキシキュリティ（Flexibility と Security の造語）法制であり、当該雇用法制は、解雇等を含めた柔軟な労働市場の形成と手厚く充実した失業保険・職業訓練制度の確立を同時に行おうとするものである。同法も、被用者保護と使用者による雇用活動の自由化が目的とされている。被用者保護としては、①雇用形態は「無期限労働契約（CDI）」を原則とする、②失業保険を受け取れる勤続年数を 2 年から 1 年へ下げる、③職業別に試用期間に制限を設ける（例えば、熟練工の試用期間は 3 か月を限度とする等）、④試用期間の半分を限度として職業訓練を行う、ということが挙げられる。使用者の雇用活動の自由化としては、①特定業種に限り、18 か月から 36 か月の期間での「有期労働契約（CDD）」を結ぶことができる、②使用者らで解雇補償基金を作り、解雇上のトラブル等のリスクを分散させる、ということが掲げられている。

（鈴木 尊紘・海外立法情報課）

【フランス】ドーピング禁止法の制定

ドーピング薬品の流通禁止に関する 2008 年 7 月 3 日の法律第 2008-650 号が制定された。世界的にドーピング禁止運動が高まっており、そうした動きに対応すべく、同法が策定された。同法の柱は、以下の 3 つである。①ドーピング薬品の所持を禁止する。これに違反する者は、1 年の拘禁刑及び 3,750 ユーロ（約 64 万円）の罰金を科す。②ドーピング薬品を流通させることを禁止する。すなわち、当該薬品の処方、スポーツ選手への譲渡・提供等を禁止する。これに違反する者は、5 年の拘禁刑及び 75,000 ユーロ（約 1,275 万円）の罰金を科す。さらに、こうした犯罪を組織的に行った場合、又は権威のある地位にある者が率先して行った場合には、7 年の拘禁刑及び 150,000 ユーロ（約 2,550 万円）の罰金を科す。③ドーピング薬品の捜査手続きを明確化する。捜査にかかわる者は、司法当局の許可を得れば、家宅捜索及び押収を行い、そのようにして、当該薬品の流通ルートを突き止めることができる。

（鈴木 尊紘・海外立法情報課）

【フランス】犯罪被害者の保護と刑の執行の改善に関する法律の制定

犯罪被害者のための新しい権利の創設及び刑の執行の改善に関する 2008 年 7 月 1 日の法律第 2008-644 号が制定された。与党・国民運動連合（UMP）議員らによる議員立法である。同法の内容は、(1)犯罪被害者の保護と(2)刑の執行の改善に分けられる。(1)は、テロリズムやその他の犯罪被害者は、その犯罪者が裁判所から言い渡された罰金を、裁判から 30 日経過しても支払うことができない場合、「テロ及び犯罪被害補償基金」から、3,000 ユーロ（約 51 万円）を限度に補償金を得ることができることを規定する。(2)は、第 1 に、軽罪裁判所に、召喚を受けた被告人が、その出頭を拒否するケースが増加している。これを改善するため、裁判所へ出頭をしないときには、180 ユーロ（約 3 万円）の罰金を科すことを定める。第 2 に、罰金を科せられた被告人が、正当化できる理由で罰金を支払うことができない場合には、その金額を国庫から貸し出すことで、罰金の支払いを促すことを規定する。

（鈴木 尊紘・海外立法情報課）

【ドイツ】「州の官吏の身分上の権利の規律に関する法律」制定

州及び市町村の官吏の身分上の権利義務について包括的に規定した標記連邦法律（全 11 章 63 条）が 2008 年 6 月 19 日に公布された。一部を除き 2009 年 4 月 1 日施行される。従来は、当該事項については連邦が大綱的法律を定め、各州がこれを受けて州法で具体的な規定を定めていたが、連邦制改革の一環として連邦と州の立法権限の再編成を行った 2006 年 8 月 28 日の基本法改正法によって従来の連邦による大綱的立法のカテゴリーが廃止された結果、州及び市町村の官吏の身分上の権利義務は連邦と州の競合的立法事項となった（改正後の基本法第 74 条第 1 項第 27 号）。これを受けて連邦が法律の制定に踏み切ったものである。当初の連邦政府提出法案では、州内部の組織の変更等によって所属長が変わった場合の権利義務についてもこの法律で規定していたが、州政府の代表である連邦参議院がこれに強く反発したため、当該事項については州法に委ねることで決着した。

（山口 和人・海外立法情報課）

【ドイツ】メディアの暴力的描写から青少年を守るための青少年保護法改正

メディア、とりわけコンピューターゲームの暴力的描写から青少年を保護することを目的とする青少年保護法の第一次改正法が 2008 年 6 月 30 日に公布され、同年 7 月 1 日に施行された。青少年保護法は、青少年に有害なメディアのリストの要件を定め（第 18 条第 1 項）、これに基づいて連邦青少年有害メディア審査会が「有害メディアリスト」に指定したものは、青少年への提供等が禁止される（第 15 条第 1 項）。今回の改正では、第 18 条第 1 項に該当する有害メディアの範囲が拡大され、有害メディアの要件として、従来の「不道德なもの、粗暴性を助長するもの、暴力・犯罪・人種間の憎悪へとそそのかすもの」との例示に、新たに「1.殺人及び虐殺の場面がそれ自体を目的としてかつ詳細に描写されているメディア、2.自力制裁(Selbstjustiz)が正義を実現する唯一の確実な手段として勧められているメディア」との例示が加えられた。

（山口 和人・海外立法情報課）

【ドイツ】子の福祉に危険が及ぶ場合の家庭裁判所の措置を容易にする法律

親による虐待や遺棄によって子の福祉が危険にさらされている場合に、家庭裁判所が有効に子の保護措置をとることができるようにすることを目的とする民法等の改正法が、2008 年 7 月 11 日に公布され、翌日施行された。近年ドイツでも親による子の虐待や遺棄の事例が数多く報告されており、これに対する法の不備が問題となり、家庭裁判所の権限強化の必要が指摘されてきた。この法律では、子の福祉が危険にさらされている場合で両親にこれを防止する意思又は能力が欠けているときに、家庭裁判所が、青少年に対する公的援助を申請することや子に教育を受けさせる義務の遵守を命じたり、親が子に接触することを禁じるなどの措置をとるべきこと（民法第 1666 条の改正）、手続面でも、子の福祉に対する危険に起因する手続を優先的に迅速に進めることや、当該手続において裁判所が少年保護所の参加の下で、子の福祉への危険を防止する対策について両親等と話し合いを行うこと等（「非訟事件に関する法律」第 50e 条及び第 50f 条の新設等）が定められた。

（山口 和人・海外立法情報課）

【イタリア】「首相救済」との批判を受ける政府提出法案

国家の要職にある者（大統領、首相、上下両院議長）は刑事訴追の対象としないとする免責法案が、2008年6月に政府により議会に提出された。また、5月に施行した暫定措置令「公共の安全に関する緊急措置」（本誌236-1号, pp.14-15参照）を法律に転換するための審議の過程で、公共の安全を脅かす犯罪等の裁判を優先するという理由で「2002年6月以前に起きた懲役10年以下の犯罪の裁判は1年間停止する」との条項が政府により挿入された。ともに、汚職事件等で告訴されているベルルスコーニ首相を救済する目的の措置であるとして、野党や司法界から激しい攻撃を浴びた。ただし、前者の法案の成立が確実となった時点で、後者の条項は、「首相救済」との批判をかわすことのできる内容に再修正された。政府は、プライバシー保護を理由に、捜査当局による電話盗聴を制限する法案も提出しているが、これも、スキャンダルをマスコミに暴露されることの多い首相を守るためのものではないかとの批判がある。なお、免責法は7月22日に成立した。

（萩原 愛一・海外立法情報調査室）

【イタリア】 ロマに対する指紋採取とそれに対する欧州議会の抗議

2008年6月、マローニ内務大臣が、イタリアに居住するロマ（ジプシー）に対して、指紋採取を行い、それに基づいて、ロマの人口調査を行うと発表した。ベルルスコーニ政権が、5月の発足以来強化している移民対策（本誌7月号(236-1号), pp.14-15参照）の延長線上にある措置といえるが、イタリア国籍を持っている者も含め、すべてのロマが対象である。特定の民族にこのような措置を行うことは、差別的、人種主義的であるとして、内外から批判を浴びている。子どもに対する指紋押捺の強制に対しては、特に反対が強い。EUも、この措置を重大視しており、7月10日に、欧州議会は、イタリア政府に対して中止を求める決議（resolution）を可決した。これに対し、イタリア政府は、ロマに限定しているわけではなく、イタリア国内のすべての非定住民（nomad）の身元確認・調査が目的であると反論し、方針どおり、ロマたちのキャンプでの指紋押捺を行うと言明した。

（萩原 愛一・海外立法情報調査室）

【ロシア】 小規模ビジネス支援に向けたロシア連邦税法典改正の動き

ロシアでは近年、小規模ビジネスを支援するための改革が進行中であり、改革の一環としてロシア連邦税法典の修正が審議されてきた。2008年6月11日に下院第一読会を通過した税法典の修正案は、第二、第三読会を経て、上院で可決された。法案は、2007年7月31日に公布された連邦法第209-Φ3「ロシア連邦における中小企業の発展について」の内容を一部実現したものになっている。改正の柱は、①小企業の活動に対する特別税待遇の実施と、②イノベーション型の経済発展シナリオの実現及び市民の社会保障の改善を目的とする課税条件について改正することである。税法典の改正によって、一連の税に関する事務手続・処理の改善、商品コストに関連した支出目録の明確化、企業の所属労働者に対する教育経費の支出の増加、科学研究及び実験設計開発に対する投資の増大などが期待される。

（津田 憂子・海外立法情報課）

【ロシア】軍人の地位に関する連邦法第 13 条の改正

2008 年 2 月 8 日、プーチン大統領（当時）は「2020 年までのロシアの発展戦略について」と題する演説の中で、新技術の利用に対応した軍再編実施が必要であり、かつ軍改革には軍人の地位向上が不可欠であると述べた。これに関連して、連邦法「軍人の地位について」第 13 条第 5 項に以下の 2 点を補足する改正法案が、下院では 6 月 27 日に、上院では 7 月 4 日に可決された。①アルメニア、カザフスタン、キルギス、タジキスタンの各共和国で軍勤務に従事する場合には特別に給料を 15% 増俸する。②今回の給料引き上げは、連邦法 No.4328-I「ザカフカス地方、バルト地域、タジキスタンの各共和国で軍勤務に従事し、軍事紛争の際に戒厳令下で任務を遂行する軍人に対する追加的保障及び補償について」と、連邦法 No.283-Φ3「ベラルーシ、カザフスタン、キルギスの各共和国におけるロシア軍編成に参加した軍人に対する社会的保障及び補償について」に基づき実施する。

（津田 憂子・海外立法情報課）

【ロシア】賭博に関する宣伝規制の具体化

賭博宣伝規制の具体化を目的として、連邦法 No.38-Φ3「宣伝について」（2006 年 3 月 13 日に施行）の第 27 条が改正され、2008 年 5 月 13 日に施行された（改正法 No.70-Φ3）。改正法の主な点は以下の通りである。①賭博関連出版物の週刊誌等の掲載項目が明確にされた。「賭博施設の従業員及び賭博参加者」という表現を、「2006 年 12 月 29 日施行の連邦法 No.244-Φ3『賭博参加・賭博の組織活動に対する国家規制について、及び一部のロシア連邦法令における改正について』に従って設けられた賭博区域内で活動する賭博の主催者及び賭博参加者」と改めることで、賭博関連出版物に掲載される対象の具体化を図った。②賭博主催者又は賭博場、賭博施設の宣伝については、「テレビ及びラジオにおける賭博宣伝時間は現地時間の夜の 10 時から朝の 7 時まで」といった従来の規定の適用を保留とし、今後の法改正によってより厳格な規定をおく可能性に含みを残すかたちとなった。

（津田 憂子・海外立法情報課）

【韓国】外国人留学生オンライン管理システムの導入

韓国に留学中の外国人は 49,270 人、うち 31,829 人（約 65%）は中国人留学生である。これらの一部は、実際には学校に行かず不法に就労していると指摘されており、法務部の推定によれば、4～5,000 名が偽装留学生である。監査院の監査によれば、特に学生数が減少している地方大学では、国からの補助金を受けるために、出席していなくても単位を与えたり、出席日数不足の学生の出席日数を偽って記載したり、授業料未払いの留学生について虚偽の領収書を作成する等の不正がみられた。こうした状況に対処するため、法務部は 2008 年 7 月に出入国管理法施行令を改正し、学校の長に対して出欠や単位履修等を管理して入国管理局に報告するよう義務付け、離脱防止のための相談業務を行うよう定めた。また、法務部と教育科学技術部は、米国移民局が運営する SEVIS をモデルに、留学生の出欠について政府が直接確認できる外国人留学生管理システムを導入した。

（白井 京・海外立法情報課）

【韓国】多文化家族支援法

国際結婚が急増している韓国において、国際結婚家庭を支援する内容の法案が可決された。2008年9月施行予定の多文化家族支援法である。同法案の「提案理由」では、多文化社会となりつつある韓国社会には未だ多様な偏見と差別があると指摘し、結婚移民やその子により構成される多文化家族には文化的な違い等による社会不適応等の問題があるため、これらの者を韓国社会の構成員として迎え入れるよう、支援政策の制度的な枠組みを定めると述べている。主な内容として、文化的多様性の尊重を広報するよう国及び地方自治体に義務付け、両性平等な家族関係のための相談や教育の推進、法律相談等における通訳の提供、子どもの教育や産前産後のヘルパーの提供等の施策を国及び地方自治体が行うことができる枠組みを定めている。また、必要な場合には、専門家や施設を有する NGO 等を「多文化家族支援センター」に指定することができると規定する。

(白井 京・海外立法情報課)

【韓国】食品安全基本法

2008年5月、狂牛病騒動に揺れる韓国において、食品安全基本法案が可決された。同法は6月に公布され、12月施行を予定している。輸入食品の増加を背景に食品事故が多発した2004年から2005年にかけて、食の安全のための基本法案が議員により6つ、政府により1つ提出されていた。今回可決されたのは、これらの法案を統合し、補完した「委員会代案」であり、第1章・総則、第2章・食品安全政策の策定及び推進体制、第3章・緊急対応及び追跡調査等、第4章・食品安全管理の科学化、第5章・情報公開及び総合協力等の全5章30か条からなる。同法の制定により、首相を委員長とし、関係閣僚を委員とする食品安全政策委員会が発足し、食品事故に備えて総合的な安全対策を総括・調整することになる。これまで個別法を通じて各官庁が管轄していた食品の安全管理について、今後は政府レベルで総括され、食品安全行政が効率的になると期待されている。

(白井 京・海外立法情報課)

【中国】家屋登記弁法の施行

「都市家屋の権利帰属登記管理令」(1998年1月1日施行)等が廃止され、2008年7月1日から住宅・都市農村建設部令として、「家屋登記弁法」が施行された。同法では、「物権法」(2007年10月1日施行)で規定された所有権登記、仮登記、更正登記、異議登記や、地役権及び根抵当権設定等について、登記に係る必要書類、申請から受理、確認・審査、承認に至る手続きが定められた。登記が承認されると、その内容を記載した登記簿が作成され、申請者には「家屋権利帰属証書」が交付される。これまで規定のなかった農村の集団所有制の土地上の住宅等の建築物、施工業者と管理組合の間で紛争の要因となっていたマンションの公共スペースや住民サービス施設、また、未成年者所有の住宅等についても新たな規定が設けられた。なお、登記簿の記載内容及び管理については、住宅・都市農村建設部が2008年5月6日に制定した「家屋登記簿管理試行弁法」に依拠する。

(富窪 高志・海外立法情報調査室)

【中国】北京市における突発事件対応法の実施弁法

2007年11月1日から施行された「突発事件対応法」を受けて、「北京市における突発事件対応法の実施弁法」が制定された。これは、突然発生し、社会に被害をもたらす又はその可能性があり、緊急対応が必要とされる自然災害、事故災害、公共衛生事件及び社会治安事件に対し、対応策の準備から観察・予防、発生後の対応・救援、復旧・再建までの過程における市、区、鎮等の政府組織、企業、各種団体・組織、個人等を含めた行動準則を定めたもので、2008年7月1日から施行された。予想される被害の程度によって、最大の1級から4級までの4段階の予報警告が出される。実際の被害程度は、「極めて重大、重大、やや重大、通常」の4段階が設けられ、前2者については、北京市政府、人民解放軍の北京衛戍区及び人民武装警察北京総隊の責任者で構成される市突発事件緊急対応委員会が対応の総指揮に当たる。市民への速やかな情報伝達、マスコミへの対応等、四川大地震の教訓も取り込まれている。

(富窪 高志・海外立法情報調査室)

【中国】市・県政府の法に依拠した行政の強化に関する国務院の決定

2008年5月22日に、国務院から各省、自治区及び直轄市（以下「省」）の人民政府、国務院の各部並びに国務院の直属機構宛に、「市・県政府の法に依拠した行政の強化に関する国務院の決定」が發布された。これは、「法によって国を治めるといふ国の基本的な方略を全体的に徹底し、法に依拠して政治を行う政府（法治政府）の建設を促進する」ことを目的として發布されたものである。省の下の行政区画である“市・県政府”を対象としたのは、市・県政府が法律・法規を執行し、政策を実行する国全体の政府活動の第一線に位置しているからである。人民大衆の具体的利益に直接関わる行政行為の多くは市・県政府によって遂行され、矛盾や紛争が生じるのも、またその解決を迫られるのも市・県政府である。省政府には市・県政府をサポートするとともに、指導・監督・監察を行うことが要求される。市・県政府は同級の市・県人民代表大会と省政府に対して、取り組みの成果、問題点及び今後の計画について年1回報告しなければならないとされている。

(富窪 高志・海外立法情報調査室)

【フィリピン】中小零細企業マグナカルタの成立

2008年5月23日、「中小企業マグナカルタとして知られる共和国法律第6977号を改正し、中小零細企業に対する開発援助計画を強化することにより企業家精神を促進する法律」（第9501号法律）を正式名とする通称「中小零細企業マグナカルタ」（Magna Carta for Micro, Small and Medium Enterprises=MSMEs）が大統領の署名を得て成立した。旧「中小企業マグナカルタ」（1991年成立）は中小企業（Small and Medium Enterprises=SMEs）に対する政府の支援を保障していたが、新マグナカルタの成立により、フィリピンの企業全体の90%以上、労働力全体の70%以上を占めるとされる零細（Micro）企業に対する支援が保障されることとなった。零細企業とは、総資産額300万ペソ（約700万円）以下の企業をいう。新マグナカルタは、10年間の期限付きで、フィリピン中央銀行規則に従い、零細・小企業に対しては総融資債権の8%の、中企業に対しては2%の割当てを保障した。

(遠藤 聡・海外立法情報課)

【ベトナム】製品商品品質法の施行

2008年7月1日、「製品及び商品の品質に関する法律」（第12期国会2007年第5号法律）が施行された（2007年11月制定、12月公布）。ベトナムでは、偽装や低品質の製品・商品の流通が問題視されてきており、2007年には65,000件の違反が発覚したという（2005年から5,000件増加）。同法は、製品・商品の生産者・経営者の権限及び義務や、品質管理について規定した。人間、動物、植物、財産、環境に対して危険であるとみなされる製品・商品から国民を保護するために、産地不明品の輸出入の禁止、低品質・期限切れ食品の使用の禁止、医薬品の寄贈の禁止、情報の透明性の強化等を明記した。消費者が提訴する場合は、訴訟前に、サンプリング・検査・鑑定のコストを負担するが、勝訴すれば補償が行われる。科学技術省が同法に基づく品質管理の監督省庁となる。同法の施行により、「商品の品質に関する法令」（1999年第18号法令、国会常務委員会制定）は廃止された。

（遠藤 聡・海外立法情報課）

【タイ】カンボジア寺院の世界遺産登録共同声明の違憲判断

2008年6月18日、タイ政府とカンボジア政府は「プレアビヘア寺院の世界遺産登録に関する共同声明」に署名した。両国の国境沿いに位置する同寺院は、1962年にカンボジア領であるとの国際司法裁判所の判断が下されたが、周辺の国境画定が完了していないため領有権をめぐる論争が続いていた。同声明では、①カンボジアの同寺院世界遺産登録申請をタイが支持する、②同寺院の東部・南部地域は緩衝地帯とし登録申請から除外する、③国境が未画定となっている同寺院の北部・西部地域については両国による管理計画を進める、④今後の国境画定作業に影響を与えない等が合意された。その後、タイでは、領土・主権の変更は国会の承認が必要であるとの憲法の規定（第190条）に違反する可能性があることから、6月28日、行政裁判所が同声明の一時差し止めを命じ、7月8日、憲法裁判所が違憲判断を下した。ユネスコ世界遺産委員会は、7月7日、同寺院の登録を決定した。

（遠藤 聡・海外立法情報課）

【オーストラリア】小麦輸出制度改革2法の成立

「効率的で、競争力があり、及び小麦生産者のニーズに敏感である、ばら荷小麦輸出マーケティング業界の発展を奨励すること」及び「ばら荷小麦輸出マーケティング業界の関係者に関し管理の枠組みを定めること」を目的とする「2008年小麦輸出マーケティング法」が6月30日、総督の裁可を受け、政府の予定通り7月1日から施行された。法案は、5月29日に議会に提出され、下院を6月4日通過したが、上院では6月19日修正議決された。6月23日、上院からの回付案に下院が同意し、成立の運びとなったものである。併せて提出されていた「2008年小麦輸出マーケティング（廃止及び派生的改正）法」は、原案どおりに成立し、同じく、6月30日、総督の裁可を受け、7月1日から施行された（4月18日までの動きは『外国の立法（月刊版）』第235-2号で紹介。「2008年小麦輸出マーケティング法案」は『外国の立法（季刊版）』第237号2008年9月で翻訳を紹介予定）。

（松尾 和成・海外立法情報調査室）